

別表 2 評価料金（新築住宅）

（税込）

一戸建て

床面積	区分	設計評価 (A)	建設評価 (B)	合計
200㎡以下	一般	57,200円	110,000円	167,200円
	型式認定・認証型式	50,600円	99,000円	149,600円

※総床面積 200 ㎡から 500 ㎡以下の場合、上記料金に 200 ㎡を超える床面積に 1 ㎡当たり 110 円を乗じた額を加算した額とする。

※変更設計住宅性能評価料金は直前の設計評価を当機関が行なっている場合（A）欄額の 1/2 とする。当機関以外の機関で行なっている場合は上記（A）欄額とする。 ※設計評価を行う前に取り下げた場合又は誤記訂正、軽微な変更若しくは評価書の再発行等を行った場合の事務手数料は 5,500 円とする。

※設計住宅性能評価を他機関から受けている場合の建設評価料金は（B）欄額に（A）欄額の 1/2 を加算した額とする。

※変更建設住宅性能評価の評価料金は直前の建設評価を当機関が行なっている場合（B）欄額の 1/2 とする。当機関以外の機関で建設評価を行なっている場合は上記（B）欄額とし、さらに当機関以外の機関で設計住宅性能評価を受けている場合は（B）欄額に（A）欄額の 1/2 を加算した額とする。

※再検査評価料金は 200 ㎡以下 33,000 円、200 ㎡超 38,500 円とし、500 ㎡以上は別途見積りとする。

※遠隔地における建設住宅性能評価の際は別表 6 の出張費が必要となる。 ※住宅性能評価の申請と併せて長期使用構造等確認の申請を行う場合は、（A）欄に 1,100 円を加算した額とする。

共同住宅

一棟の延べ面積（㎡）	設計評価	建設評価
～200	66,000+6,600円×住戸数	110,000+11,000円×住戸数
200超～500	66,000+6,600円×住戸数	154,000+11,000円×住戸数
500超～1,000	132,000+6,600円×住戸数	264,000+11,000円×住戸数
1,000超～2,000	176,000+6,600円×住戸数	396,000+11,000円×住戸数
2,000超～5,000	308,000+6,600円×住戸数	550,000+11,000円×住戸数
5,000超	別途見積	

※併用住宅 1 住戸の場合は、一戸建ての料金を適用する。 ※変更設計住宅性能評価料金は 1 棟あたり上記価格の 30%を別途必要とする。 ※設計評価を行う前に取り下げた場合又は誤記訂正、軽微な変更若しくは評価書の再発行等を行った場合の事務手数料は 5,500 円とする。 ※建設住宅性能評価において、当機関以外の設計評価のものは上記の 50%増しとする。変更建設住宅性能評価の場合は、1 棟あたり上記価格の 25%を別途必要とする。再検査費用は、上記価格の 20%を別途必要とする。 ※遠隔地における建設住宅性能評価の際は別表 6 の出張費が必要となる。 ※住宅性能評価の申請と併せて長期使用構造等確認の申請を行う場合は、別表 4 の共同住宅の料金を適用する。

別表3 評価料金（既存住宅）

（税込）

一戸建て

現況調査・特定現況調査

床面積	現況調査		特定現況調査 (蟻害・腐朽)
	設計図書あり	設計図書なし	
200㎡以下	63,800円	79,200円	33,000円
200㎡超～500㎡以下	83,600円	99,000円	

※再検査料金は 200 ㎡以下 33,000 円、200 ㎡超 38,500 円とし、500 ㎡以上は別途見積りとする。

※遠隔地における検査には別表6の出張費が必要となる。

個別性能評価

評価項目	設計図書あり	設計図書なし	新築時に建設 評価書交付あり
1. 構造の安定に関すること	44,000円	別途見積り	22,000円
その他一式（6-3～5除く）	33,000円		16,500円

※6-3 室内空気中の化学物質の濃度等の測定料金は別途見積りとする。

※6-4 石綿含有建材の有無等及び 6-5 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等に係る評価料金は下表とする。

6-4 石綿含有建材の有無等 ※サンプル採取・分析（1 建材あたり）	275,000円
6-5 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等 ※濃度測定・分析（1 箇所あたり）	220,000円

※建材の採取については申請者の指定する建材を採取・分析するが、その際に発生する費用（高所などの足場や工事費用など）及び復旧・補修などにかかる費用は申請者の負担となる。

※濃度測定の場所は申請者の指定する箇所を実施するが、現地において評価員又は検査担当者がより適切な箇所を選定する場 合がある。

※分析については、JISA1481（建材製品中のアスベスト含有率測定方法）により、室内空気中の濃度測定については、住宅性能表示の評価基準によって行う。

※遠隔地における検査には別表6の出張費が必要となる。

※住宅性能評価の申請と併せて長期使用構造等確認の申請を行う場合は、現況検査の料金の 77,000 円を加算した額とする。

共同住宅

現況検査・特定現況検査

共用部分一棟当り	現況調査		特定現況調査 (蟻害・腐朽)
	設計図書あり	設計図書なし	
延べ面積 (㎡) ～500	132,000円	別途見積り	別途見積り
500超～2,000	220,000円		
2,000超～5,000	242,000円		
5,000超～7,500	286,000円		
7,500超～10,000	374,000円		
10,000超～15,000	418,000円		
15,000超～20,000	462,000円		
20,000超	別途見積り		
専用部分一戸当り	33,000円	別途見積り	別途見積り

※現況検査料金は共用部分料金+専用部分料金×戸数とする。

※再検査費用は、共用部分は上記価格の 20%、専用部分は一戸当り 22,000 円とする。

※遠隔地における検査には別表 6 の出張費が必要となる。

個別性能評価

評価項目	設計図書あり	設計図書なし	新築時に建設 評価書交付あり
1. 構造の安定に関すること	88,000円	別途見積り	22,000円
その他一式 (6-3～5除く)	33,000円		16,500円

※6-3 室内空気中の化学物質の濃度等の測定料金は別途見積りとする。

※6-4 石綿含有建材の有無等及び 6-5 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等に係る評価料金は一戸建ての場合と同じとする。

※住宅性能評価の申請と併せて長期使用構造等確認の申請を行う場合は、現況検査の料金の 121,000 円を加算した額とする。

別表 4 確認料金

(税込)

長期使用構造等確認料金

一戸建て

区分	新築	増改築・建築行為なし
一般	57,200 円	60,500 円
型式認定・認証型式	50,600 円	52,800 円

共同住宅

一棟の延べ面積 (㎡)	確認料金
～500	71,500+6,600 円×住戸数
500 超～1,000	137,500+6,600 円×住戸数
1,000 超～2,000	181,500+6,600 円×住戸数
2,000 超～5,000	313,500+6,600 円×住戸数
5,000 超～10,000	489,500+6,600 円×住戸数
10,000 超～15,000	720,500+6,600 円×住戸数
15,000 超～20,000	995,500+6,600 円×住戸数

※併用住宅 1 住戸の場合は、一戸建ての料金を適用する。

※変更申請料金は当初の審査料金の 1/2 とする。

※長期使用構造等確認を行う前に取り下げた場合又は誤記訂正、軽微な変更若しくは確認書の再発行等を行った場合の事務手数料は 5,500 円とする。

別表5 評価料金等の減額料金

(税込)

第34条の評価料金の減額の要件を満たす場合の減額料金

減額要件	設計評価	建設評価	長期使用構造等確認		
			新築	増改築	
(1) 住宅型式性能認定を受けた形式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式認定書の写し（当機関が当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。(2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し（当機関が当該認証書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。	別表2の通り	別表2の通り	別表4の通り	別表4の通り	
(3) あらかじめ当機関と協議の上、取得しようとする性能表示項目の等級、使用する部材等の仕様、設計評価提出図書又は長期使用構造等確認提出図書の記載内容や記載箇所等が標準化されており、住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できると当機関が判断し、かつ次の要件を満たすとき。	(a)年間に1000戸以上を見込める事業者のとき。	29,700円	55,000円	29,700円	33,000円
	(b)年間に500戸以上を見込める事業者で(4)の要件を満たすとき。	33,000円	57,200円	33,000円	35,200円
	(c)年間に300戸以上を見込める事業者で(4)の要件を満たすとき。	35,200円	60,500円	35,200円	39,600円
	(d)年間に100戸以上を見込める事業者および団体が(4)の要件を満たすとき。	39,600円	66,000円	39,600円	44,000円
(4) 当機関に継続して申請のある代理者が住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行うとき。	45,100円	88,000円	44,000円	52,800円	
(5) 一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数等の合理化が図れるよう、まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき。		66,000円			
(6) 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できると当機関が判断したとき。					